

## 船舶事故調査報告書

平成30年9月19日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（定置網）
発生日時	平成30年4月5日 09時00分ごろ
発生場所	広島県福山市 <sup>はしり</sup> 走島南西方沖 走港浦友新防波堤灯台から真方位256° 1.3海里付近 （概位 北緯34° 19.9′ 東経133° 24.8′）
事故の概要	プレジャーボート <sup>マーテック</sup> MARTECは、南東進中、定置網に衝突した。
事故調査の経過	平成30年5月9日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート MARTEC、19トン
船舶番号、船舶所有者等	240-55752兵庫、マーテック株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 左舷推進器翼に曲損 定置網 浮子綱に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、広島県尾道市<sup>おのみち</sup>のマリーナを出航し、約24ノットの対地速力で、手動操舵により阿伏兔瀬戸<sup>あぶと</sup>を経て走島南西方沖を南東進していた。</p> <p>本船は、船長が、操舵室内の操縦席に腰を掛けて操船中、目前に白色の浮子を見て直ちに両舷主機を全速力後進としたが、前進行きあしが止まらず、‘走島南西方沖に設置された定置網’（以下「本件定置網」という。）の浮子<sup>あば</sup>に衝突して乗り入れ、左舷推進器に浮子綱が絡まって停止した。</p> <p>船長は、本事故の発生を118番通報するとともに、BAN（Boat Assistance Network の略称で、一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会によるプレジャーボートオーナーを対象とした会員制救助システム）に救援を依頼した。</p> <p>船長は、本事故前日、本事故発生場所付近を航行した際、白色の浮子を複数見て漁具などが存在することを知ったが、本件定置網に関する詳細な情報を知らなかった。</p> <p>船長及び知人2人は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、走島南西方沖を南東進中、船長が、前日に白色の浮子を複数見ていたものの、本件定置網の設置状況を把握していなかったことから、本件定置網の設置区画に接近し、本件定置網の浮子に衝突したものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、本船が、走島南西方沖を南東進中、船長が、前日に白色の浮子を複数見ていたものの、本件定置網の設置状況を把握していなかったため、本件定置網の設置区画に接近し、本件定置網の浮子に衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航行予定海域に浮子等の漁具が存在することを知ったときは、管理する漁業協同組合に問い合わせた漁具の詳細な情報を入手するとともに、航行中は、その海域を大きく避けること。</li></ul>